

消費がつくりだす「民族共同体」

——国民的社会主義者ドレスラー・アンドレスと

国民受信機・国民車計画

田野大輔

1 はじめに

ナチスはいかにして「民族共同体」を形成しようとしたのか。そしてそれはどの程度まで成功したのか。この問題を考える上で鍵となるのが、国民大衆の消費・生活水準の向上をめざす一連の取り組みである。

ナチ政権下で宣伝省や労働戦線が主導した国民受信機・国民車の生産、各種の旅行・レジャーの提供などといった政策は、それまで上流階級に限られていた財やサービスを労働者にも手の届く安い価格で提供し、国民全体の消費・文化水準の底上げをはかることで、社会的格差のない一つの「民族共同体」を実現しようとするものだった。そこには国民の歓心を買うべく経済的・社会的な実利を提供しようと努力する、一種の「合意独裁」としてのナチズムの基本的性格が示されている。¹⁾

「民族共同体」と消費の関係をめぐっては、これまで大きく分けて二つの見方が提示されてきた。²⁾一つは「欠如の専制」あるいは「緊縮独裁」説というべき見方で、ナチスが軍備拡張を優先して民間消費を犠牲にしたこと、経済統制によって消費産業の停滞を招いたことを強調するものである。ナチ政権下で国民の所得・消費水準がそれほど向上せず、他の西欧諸国と比較しても低い水準にとどまったとすれば、ナチスが国民に消費の断念を強いたと見ることは可能である。もう一つは「社会的買収」あるいは「合意独裁」説というべき見方で、ナチスが国民の消費

欲に譲歩して体制の安定化をはかったこと、民間消費の削減を躊躇したために戦争準備に全力で取り組みなかつたことを強調するものである。ナチ政権がドイツ革命の経験——「十一月のトラウマ」³⁾——に学び、国民の消費・生活水準を維持することで民心の維持にとめた点に着目すれば、ナチスが多くの国民を体制の受益者・積極的な担い手として取り込もうとし、そのために近代的な消費社会の到来を告げる先駆的な役割を果たしたと考えることもできる。

このように従来の研究では、ナチスが実際に消費社会を実現したのかについては意見がわかれるのだが、ナチ的な消費社会のヴィジョンが「民族共同体」の社会的統合力をなしたことについては、おおむね見解が一致しているといつてよい。⁴⁾労働者にも消費の可能性を拡大し、豊かな消費社会の実現をはかるというアドルフ・ヒトラーの約束は、広範な国民の間に大きな期待を喚起し、無視できない統合効果を発揮したが、実際の取り組みは軍備拡張・生存圏獲得というイデオロギー的な至上目標と対立し、既得権益の維持をはかる産業界の利害とも衝突して、十分な形でしか実現されなかつた。ナチ政権が労働者に約束した客船での海外旅行は夢で終わり、国民受信機・国民車の生産も社会的格差の克服に寄与しなかつた。⁵⁾こうした消費の約束と欠如の現実とのギャップを、われわれはいつたにどう理解したらよいのか。実現されずに終わったナチ的な消費社会の構想は、「民族共同体」の演出のための欺瞞的なプロパガンダにすぎなかつたのだろうか。

この点を考える上で注目すべき人物が、宣伝省・労働戦線の中核で宣伝・消費政策を主導した幹部の一人、ホルスト・ドレスラー・アンドレス Horst Dreibler-Andres (以下「ドレスラー」)である。⁶⁾この人物はヨーゼフ・ゲッベルスの右腕として宣伝省放送局長・帝国放送院総裁をつと

め、さらにローベルト・ライのもとで歓喜力行団の設立を主導した宣伝のエキスパートである。ドレスラーは権力獲得前からナチス左派のグループに属し、労働者の文化水準の向上に精力を注ぐ一方、ナチ政権成立後すぐに国民受信機の普及と国民車の生産計画を推進し、その過程で激しい権力闘争に巻き込まれ、最終的にアルフレート・ローゼンベルクを中心とする反対勢力の攻撃を受けて地位を追われることになる。ちなみに彼は失脚後、戦時中のポーランドで文民行政に携わり、敗戦後に拘留・非ナチ化裁判を受けた後、戦後も東ドイツで政治活動に従事した。

この簡単な経歴からも、ドレスラーが左翼的な思想の持ち主でありながら、ナチ政権初期の宣伝・消費政策を主導する存在だったことがわかるだろう。ナチス左派の位置付けをめぐっては、このグループが一九三四年六月末の「長いナイフの夜」の粛清を境にして党内での影響力を失ったという見方が一般的だが、ドレスラーがその後も一九三七年頃まで中核的な役割を担っていたことを考えると、この見方には一定の修正が必要だと思われる。「国民的社会主義者 nationaler Sozialist」を自認し、ある種の「社会主義」的な理想を追求した人物が、宣伝省と労働戦線の双方において重要な役割を果たし、労働者向けの宣伝と消費政策を推進して、ナチ的な消費社会の実現に努力したことをどう理解すべきだろうか。そしてまた、彼の活動はいかなる理由で頓挫せざるをえなかったのか。こうした問題を考える上では、ナチスの宣伝・消費政策と軍備拡張政策との関係、とくに一九三六年の四力年計画発動前後の権力構造の変質との関係にも注目する必要がある。

宣伝省・労働戦線におけるドレスラーの役割については、ゲッベルス、ライ、ローゼンベルクの三つ巴の権力闘争が問題の鍵となる。この点については、ラインハルト・ボルムスが一九三四年～三七年のローゼ

ンベルク周辺の権力闘争を中心にいちはやく詳細な分析を行っており、山口定もこの時期のライ周辺の権力関係とナチス左派の意義を考察している⁹⁾。だがいずれの研究も、ドレスラーが宣伝・消費政策で果たした主導的な役割には注目しておらず、彼の失脚の経緯についても、前者がライとゲッベルスによる隠蔽の可能性を指摘するにとどまっている¹⁰⁾。結論を先取りして言えば、ローゼンベルクの執拗な攻撃が失脚の直接の原因と考えられるのだが、その背後には国民受信機・国民車をめぐる体制内の利害対立が絡んでいる可能性があり、この点の解明が課題となる。

こうした観点のもと、本稿ではドイツ連邦文書館所蔵の未公刊の自伝を含む関係史料とミュンヘン現代史研究所・フォルクスヴァーゲン社所蔵の個人史料にもとづき、ドレスラー周辺の権力闘争の様相と国民受信機・国民車計画との関係を検討するとともに、彼が宣伝・消費政策で果たした役割とその過程で彼が失脚にいたった原因を探ることで、ナチ的な消費社会の構想とその「社会主義」的な理想の行方について一定の展望を得ることをめざしたい¹¹⁾。なおここであらかじめ断っておくと、本稿の目的を右のようなことに置く関係で、ドレスラーのナチ政権初期の放送・余暇政策や戦時中のポーランドでの文化政策、戦後の東ドイツでの政治活動などについては、詳細な検討を行うことができない。さらにまた、自伝その他の関係史料におけるドレスラーの証言についても、その信憑性を慎重に吟味する必要がある¹²⁾。というのも、彼は志半ばでキャリアを断られた人物であり、戦後東ドイツで活動をつづける必要からも、みずからの業績やその「社会主義」的な理想、さらにはナチ党指導部の目標との違いなどを過大に強調している可能性があるからである。とりあえずこれらの点にだけ留意をして、本論に入ることにはしたい。

2 ラジオ放送と「民族共同体」

ヒトラー政権成立後、ドレスラーは宣伝・消費政策を主導する役割を担うことになるが、彼の本来の活動領域はラジオ放送で、ヴァイマル期にこの分野で発揮した指導力がゲッベルスに認められ、権力獲得後の宣伝省放送局長・帝国放送院総裁への就任につながった面が大きい。この若き活動家は何をめざして放送分野に進出し、その指導権を握るにいたったのだろうか。まず最初に、彼が宣伝省放送局長・帝国放送院総裁に就任するまでの歩みを振り返っておこう。

ドレスラーは一八九九年にツアイツで生まれ、第一次世界大戦に従軍した後、ベルリンの演劇学校に通い、一九二四年頃からゲラで舞台俳優・監督として活動を開始した。この頃に彼が書いた脚本は反戦的・平和主義的な傾向のものが多かったが、他方で「宣伝手段としての放

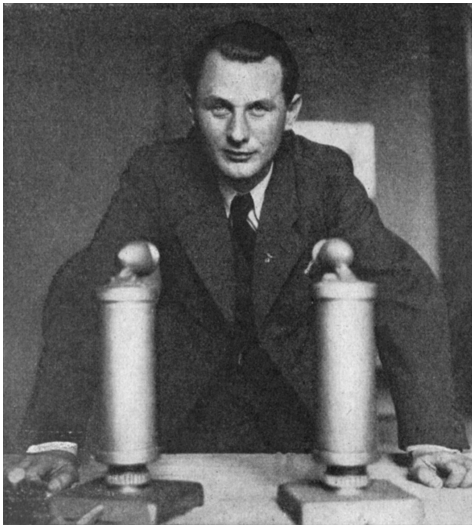


図1 ホルスト・ドレスラー＝アンドレス

送」に関する覚書も書き、これが表現主義の作風で知られる劇作家のアルノルト・ブロンネンの目にとまった。そして一九二九年からベルリンの国民劇場に移った後、当時ナチズムに傾倒していたブロンネンを通じて同年末にゲッベルスと知り合い、放送政策の構想を提案する機会をもった。この提案が支持されたドレスラーは、一九三〇年二月にベルリンで文化活動を担当するよう要請され、三〇年五月にナチ党入党、翌三一年にはベルリン大管区の文化局長にも任命され、ゲッベルスのもとで放送分野における宣伝の基盤づくりを開始する。ドレスラーはまず、一九三〇年八月に設立されたドイツ・ラジオ聴取者帝国連盟の役員に就任すると、この連盟内にナチス連盟グループを結成し、放送を通じた大衆運動を展開する。そして、連盟内のナチ党員から放送監視人の組織を形成し、オイゲン・ハダモフスキーを大管区放送監視人に任命する。ラジオ放送が政府に独占されていたため、聴取者組織への浸透をはかったわけだが、こうした活動が功を奏して連盟内のナチ党員の割合が増大、一年半後には連盟そのものが事実上ナチスの放送組織となるのである。

その後、ドレスラーは一九三二年九月にナチ党帝国宣伝指導部放送部長に任命され、党中央で宣伝政策の指揮をとるようになる。

ナチスの政権掌握後、一九三三年三月に帝国国民啓蒙・宣伝省が設立されると、ドレスラーは宣伝省放送局の副局長に就任する。当初の局長は軍部に近いグスタフ・クルケンベルクだったが、同年七月にクルケンベルクが辞任すると、ドレスラーが局長に任命された。ドイツ各地の放送局を束ねる帝国放送協会の帝国放送指導者に就任したハダモフスキーとともに、ドレスラーは「政治的放送指導部」を形成してラジオを通じた「ナチ革命」の遂行をはかったが、これは何よりも、ヴァイマル期の放送を牛耳った古い放送エリートから若い放送活動家に主導権が移

ったことを意味していた。¹⁶⁾ ドレスラーとハダモフスキーはこのときまだ三〇歳前後で、果敢な指導力を發揮して次々に新しい政策を打ち出していくが、若さゆえの行政経験の欠如が大きな抵抗を招き、党の内外に数々の敵をつくる結果となる。そうしたなか、一九三三年九月にゲッペルスが帝国文化院を設立し、同年一月にドレスラーを帝国放送院総裁に任命すると、彼は放送局、芸術家、ラジオ聴取者、放送産業、販売店などを包括する組織の頂点に立つことになる。¹⁷⁾

それでは、放送分野の権限を一手に握ったドレスラーは何をめざしていたのだろうか。結論からいえば、彼はつねに「社会問題に関与する芸術家」として、労働者の文化・芸術活動を振興することに自己の使命を見出していた。その眼目は、ラジオ放送を通じて労働者を文化生活に関与させ、人間性と共同体の発展を促進すること、それを可能にする技術的手段として、放送の労働者への浸透をはかることにあった。¹⁸⁾ この二つの論点のそれぞれについて見ておこう。

一つは、「民族共同体の最高の倫理的価値」として「共同の労働志操」が重視されている点である。ドレスラーによれば、労働こそ「生の意義」にほかならず、これを倫理的に正しく評価することが個々人と共同体の発展の基盤である。この目標を実現するには、労働者を文化の担い手、「文化建設の積極的な協力者」にしなければならない。そして、そのために最も適した手段がラジオ放送である。ドレスラーは放送を通じて労働と文化の分断を克服することで、文化が現実世界との結び付きを取り戻し、労働者も精神的な活力を増大させることを期待する。共同体を分断する精神的・肉体的労働の対立を克服し、個々人の能力を有機的に関連付けることによって、人間性の発展と「民族共同体の福祉」が保証されるといっているのである。

もう一つは、「技術時代の新たな労働者の形態」を生み出す使命がラジオ放送にもとめられている点である。これは技術的進歩を肯定するモダニズムに親和的な見解で、技術の産物である放送が労働世界に浸透することで、機械的労働に従事する労働者が精神的な活力を増大させ、「技術時代を精神的・芸術的に満たす」ことが可能になるという展望を示すものである。¹⁹⁾ ドレスラーによれば、技術は「美的形成への衝動」によって規定されており、労働者を突き動かすのもこの衝動にほかならない。その意味で、放送もまた「労働生活の発展」を促進することを通じて、「民族共同体」の建設に寄与するものとなる必要がある。ドレスラーは労働者を担い手とする「国民放送」をもとめ、放送コンクールのような文化活動から「新たな国民文化」が生まれることに期待を表明するのである。

以上の二点にドレスラーの放送政策は集約されるが、それが親労働者であるばかりか、反資本主義的・社会主義的な基調さえ帯びたものであったことは、彼の次の発言からも明らかである。

「技術を抑制のない私的資本主義の形で個人主義的に利用することは、戦争につながる。最初は階級闘争と危機という形で、ついで諸民族同士の戦争が生じる。それゆえ、労働とその利用を低俗な利潤追求の残滓から解放し、技術を人間の価値の最高の地位につけようと望むとき、われわれは世界平和に寄与しているのである」。²⁰⁾

後述するように、この発言こそドレスラー失脚の引き金となったものである。

さて、ドレスラーが主導した放送政策のなかで、最も重要かつ有名なものが「国民受信機 Volksempfänger」の普及である²¹⁾。一九三三年三月、彼は宣伝省放送局の副局長に就任するとすぐに、放送政策の展開に必要な技術的手段の整備をはかるため、安価な受信機の生産と普及に乗り出した。労働者にも手の届く安価な受信機の提供によってのみ、彼らの放送への参画と「民族共同体」の形成が可能になると考えたからである。ドレスラーはそこで、同一モデルの受信機を生産をいくつもの電機メーカーに委託するという共同生産の方式を導入した。これは大量生産によって製品価格を下げるための措置だったが、メーカー側にはほとんど利潤をもたらさず、自社製品の売れ行きにも悪影響を及ぼすと考えられたため、大きな反発を招くことになった²²⁾。結局、産業界・経済省との激しい応酬の末、ドレスラーはどうか反対を押し切って共同生産を貫徹することに成功し、一九三三年八月のベルリン放送博覧会での製品発表と販売開始にこぎつける。この国民受信機（VE30）は同等品の半額程度の七六ライヒスマルクで発売され、博覧会の開催期間中だけで一〇万台が売れたのを皮切りに、年内のうちに六〇万台が売れるという爆発的な売り上げを記録した。ドレスラーとハダモフスキーはこの成功を自分たちの手柄にしたが、実のところ彼らが国民受信機をつくったという主張は不正確で、ナチ政権成立以前からあった計画を実行したにすぎない²³⁾。だが少なくともそこに、反資本主義的・社会主義的な姿勢が表明されていた点は注目すべきだろう。ハダモフスキーによれば、国民受信機は「経済の反動と経済のリベラリズム」に対する「実行の社会主義」の勝利を意味していたし、ドレスラーの考えでは、この受信機は企業家の「私的資本主義的」思考に対するナチスの「国民経済的」思考、「放送における国民的計画経済の始まり」をあらわすものだったのである²⁴⁾。ヴァイ

マルル期に構築された放送監視人の組織も国民受信機の普及に役立つが、それは放送の「下から」の再編を実現するものとされた。

このように、ナチ政権初期の放送政策を主導したのはドレスラーを中心とした左派グループで、そこに社会主義的な、少なくとも親労働者の姿勢が表明されていたことは疑いない。また、彼らが放送に単なる宣伝手段を超えた大衆文化の媒体、広範な国民層の娯楽と芸術教育への活用の可能性を見出していたことも重要である。事実、一九三三年末になると、放送番組の編成方針は政治宣伝よりも軽い娯楽を重視したものと変化し、演説中継の時間枠を制限して音楽番組を放送する指示さえ出されたのだ²⁵⁾。もともと、ドレスラーによるラジオ放送の統制は産業界の大きな反発を招き、最終的には彼を失脚させる原因にもなった。さらに一九三五年にテレビ受信機が開発されると、産業界・軍部を中心に宣伝省の放送分野の権限を縮小させる動きが生じ、宣伝省内にもドレスラー包囲網が構築されるようになるのである²⁶⁾。この点は、彼の失脚の原因を考える上でも重要だろう。

3 余暇形成と「民族共同体」

放送分野での実績と労働者問題への理解の深さが認められたドレスラーは、さらにもう一つの重要な課題を託されることになる。一九三四年七月、彼はドイツ労働戦線の余暇組織「歓喜力行団 Kraft durch Freude」の全国部長に就任する²⁷⁾。歓喜力行団による「余暇形成」こそ、労働者の社会的統合および「民族共同体」の形成をはかる中心的な取り組みにほかならず、その全国部長への就任は、ドレスラーが文化政策の権限に加えて、労働者への接近の手段も手中におさめたことを意味していた。彼

の余暇に関する見解も、労働者の文化生活への参入に人間性と共同体の発展の可能性を見出すものであり、その主眼は次の二点にまとめられることができる。⁽²⁸⁾

一つは、労働生活と結び付いた文化・芸術活動を振興することで、労働者の精神的な活力を「民族共同体」の建設に役立てる必要が説かれている点である。ドレスラーによれば、余暇もまた精神的な基盤が重要で、「労働の倫理的価値」にもとづく「新たな生の形成の表現」でなければならぬ。歓喜力行団の活動は、そうした意味での個人個人の人格と共同体の形成をめざしており、個人主義的な享楽にとどまるものではなく、人間の生の調和的な発展を要求するものである。「労働の倫理的価値と経済・社会政策におけるその実践は余暇と連関している」というドレスラーの発言には、労働と余暇の調和を破壊する「物質的な労働観」への批判的な姿勢も読み取れる。

もう一つは、余暇活動を通じた労働者の文化水準の底上げと精神的・肉体的労働の対立の解消が目標に掲げられている点である。ドレスラーによれば、余暇活動によって労働と文化の分断を克服し、機械労働者にも精神的な能力を発揮する機会を与える必要がある。文化は一部の人のものではなく、国民のあらゆる業績の有機的連関であって、その意味で生の全体性、つまり「民族共同体」の表現でもあるからである。こうした考えから、ドレスラーは「個々人を共同体の自発的・積極的な担い手にする」ことをめざして、「実践的な文化事業」を通じた積極的な「余暇形成」を展開していくのである。

以上の二点にまとめられるドレスラーの余暇政策は、「文化共同体」としての「民族共同体」を志向するものということができよう。「社会問題」に参与する芸術家」として、彼が一貫して労働者の文化・芸術活動

の振興に主眼を置いていたことは、次の発言からも明らかである。

『「歓喜力行団」の組織は国民の文化生活の最も重要な共同形成者である。この組織はこれまでにない方法で労働の倫理的意義を実践に移すことによって、最も重要な文化的建設事業を遂行している。[...]労働、文化、芸術が共通の精神的基盤をもつというナチズムの認識こそ、ドイツの労働者にあらゆる文化・芸術生活への道を開くというわれわれの活動の動機となったものである⁽²⁹⁾』。

事実、ドレスラーの全国部長就任後、歓喜力行団は格安の休暇旅行やハイキング、各種のスポーツのほか、コンサートや歌謡・舞踊の催し、舞台・演劇の鑑賞会、映画上映会、美術館見学会、工場展覧会などの文化・芸術活動を展開し、その多彩で魅力的なプログラムによって、やがて労働者の間でも非常に大きな人気を博することになるのである⁽³⁰⁾。ただ注目に値するのは、ドレスラーの公的な発言には、余暇活動を通じた労働力のリフレッシュや労働者の健康増進など、生産性の向上を志向する労働科学的な視点が前面に出てこない点である⁽³¹⁾。歓喜力行団の社会政策的意義は多岐にわたるが、彼の寄与は文化・消費面に限定されていたといえるかもしれない。

それでは、ドレスラーはどういう経緯で歓喜力行団全国部長に抜擢されたか、その後いかなる抵抗に直面したのだろうか。まず押さえておく必要があるのは、ドレスラーの全国部長就任にいたる前史である⁽³²⁾。歓喜力行団の文化活動は、それ以前からゲッベルス、ライ、ローゼンベルクの三つ巴の権力闘争の焦点となっており、ドレスラーの抜擢も、既存の対立関係のなかで行われたものだった。すでに一九三三年の時点でライと

ゲッベルスの文化政策面での提携が成立しており、宣伝省の主導で労働戦線内に文化局が設立され、宣伝省の活動家が送り込まれていた。

一九三三年から三四年にかけて、彼らはゲッベルスの指示のもとモダンズム芸術家の展覧会を催すなどの活動を行うが、これが世界観監視を任務とするローゼンベルク周辺のグループの反発を招くことになる。ローゼンベルクのドイツ文化闘争同盟（一九三四年六月にナチ文化共同体に改組）は労働戦線の文化活動を監督する権限が与えられており、文化局の活動に介入することで影響力の強化をはかったのである。

ローゼンベルクの激しい攻撃の結果、文化局の活動家は更迭されることになったが、その後の対応に関する協議のなかで、ゲッベルスとライは巻き返しをはかる³³。総統代理ルドルフ・ヘスもまじえた協議の結果、ヒトラーは二人の文化政策上の主導権を認め、「労働者の神経を保つ」必要を強調して、ライに文化活動を組織するよう指示したのである。そして、ゲッベルスからライに推薦され、労働戦線の文化活動の全権を委ねられたのが、「労働者政策についてきわめて健全な見解を有している」とされたドレスラーだった。ライにとっても、この人選は好都合だったはずである。ドレスラーの親労働的な放送政策、労働者の担う「真の国民文化」の形成をめざす取り組みは、労働者向けの文化プログラムの拡充をはかる労働戦線の要求と一致しており、ドレスラーの抜擢によって、ラジオ放送という宣伝手段も手中におさめることができるからである。

一九三四年の初夏、ドレスラーはライと面会する³⁴。このときはまだ「歓喜力行団」の名称は決まっておらず、ライはイタリアの余暇組織「ドーポラヴォーロ」を単に翻訳した「労働の後」の名称を考えていた。これに対してドレスラーは、「文化活動は仕事の後にのみ始まるも

のではなく、すでに家庭生活のなかで始まり、人間に最も時間をとらせる日中時間、すなわち労働時間の間に実行され、労働と直接の関係をもつべきである」と主張、さらにイタリアの呼称を模倣することにも異議を唱えたところ、ライはこれに同意して、「労働者は力を見出し、見出さねばならず、どこにでも喜びを感じねばならない。『生を喜ぼう』と述べたという。このライの発言から、「歓喜力行団」の名称が生まれたというわけである。こうして一九三四年七月、ドレスラーは歓喜力行団の全国部長に就任する。

ドレスラーの全国部長就任は、当然ながらローゼンベルクの激しい反発を招き、ライ、ゲッベルスをまじえた三つ巴の権力闘争を激化させることになる³⁵。ライとゲッベルスがローゼンベルクに無断でドレスラーを全国部長に任命したことに加え、ドレスラーもローゼンベルクを無視してプログラムの拡充をはかったからである。一九三四年一〇月末にライとローゼンベルクの対立が激化した後、翌年一月に両者の間でいったん妥協が成立、歓喜力行団が文化局を保持しないこと、ナチ文化共同体に財政援助を行うことが取り決められたが、ライは合意を無視して文化局の活動を「夕べの催し事業」として存続させたため、やがて争いは再燃する³⁶。一九三六年二月、ライがローゼンベルクに無断で文化局を「夕べの催し」局に改組し、ナチ文化共同体を排除して文化政策の主導権を握る動きを見せると、両者の対立は頂点に達する。同年五月にライがナチ文化共同体への財政援助の打ち切りを表明したことで、この世界観監視機関は存続を脅かされることになり、一〇月にはローゼンベルクがライを党裁判所に告訴するにいたる³⁷。この対立はヒトラーの調停で解決されることになるが、結果はローゼンベルクの事実上の敗北であった。

一九三七年初めのヒトラーの命令でナチ文化共同体は六月に解体、歓喜



図2 世界会議でのライとドレスラー＝アンドレス

力行団に吸収されることになったのである。⁽³⁸⁾これによってライおよびゲッベルスは文化政策上の主導権を握ることに成功したわけだが、その後もローゼンベルクとの争いの火種はくすぶりつづけ、まさにその余燼のなかでドレスラーの解任が進められることになるのである。

この間、ドレスラーはもう一つの大きな事業に取り組んでいた。一九三六年の夏にベルリンでオリンピックが開催されることになったため、彼はその直前にスポーツをはじめ文化活動のあらゆる側面を議論する世界会議を開催することをゲッベルスに提案、ライの支持も得て開催に向けた準備を開始する。ドレスラーは世界会議開催への各国の支持を取り付けるため、アメリカに代表団を派遣する一方、会議の組織委員会を立ち上げ、開催のための体制づくりに邁進する。こうして一九三六年七月末、ハンブルクで六一カ国が参加して「余暇と休養の世界会議」が開催されることになった。⁽³⁹⁾この会議はドイツが主導する国際的な余暇運

動の結末点になるとともに、歓喜力行団の先進性を世界にアピールする舞台にもなり、大成功のうちに幕を閉じるが、それはドレスラーの理想の実現であると同時にキャリアの頂点を画した事業であり、さらには失脚の引き金となる演説の舞台でもあった。

4 「国民的社会主义」の挫折

さて、いよいよドレスラーが失脚にいたった原因の考察に入ろう。先述の通り、失脚の直接の原因はローゼンベルクの執拗な攻撃にあったと考えられるが、その攻撃はなぜいかにしてドレスラーを辞職に追い込んだのだろうか。まず確認しておく必要があるのは、ドレスラーの親労働者の・社会主義的な姿勢からして、「頑迷なイデオログには我慢のならないものだったことである。ローゼンベルクは「社会主義」や「労働」といった言葉を忌み嫌っており、こうした言葉を耳にしただけでマルクス主義を想起するほどだったから、彼がドレスラーを「文化ボルシェヴィスト」と呼び、その姿勢に「隠れたマルクス主義」を見出したのも当然のことだった。両者は最初から犬猿の仲だったといってもよく、大きな衝突だけで少なくとも四度あった。⁽⁴⁰⁾

最初の衝突は一九三〇年代初めのこと、ドレスラーがローゼンベルクのドイツ文化闘争同盟を「古臭いおしゃべりクラブ」と呼んだことと端を発する。ドレスラーからすれば、ラジオを「文明の産物」として拒否し、労働運動にも理解を示さないローゼンベルクの時代遅れの思考様式は、「墓への退歩」をあらわすものにほかならなかったのである。だがドレスラーが闘争同盟を嘲笑したばかりか、ゲッベルスのもとで独自の組織まで形成したことは、ローゼンベルクの怒りに火をつけるには十

分だった。彼はこのときドレスラーに対して、「首をへし折ってやる」と言い放ったという。

二度目の衝突は一九三四年一〇月末、ドレスラーの歓喜力行団全国部長就任で関係が悪化したライとローゼンベルクが、ドレスラーを含むそれぞれを下をまじえて会談を行ったときに生じた。この席でローゼンベルクが歓喜力行団の活動を自己の管轄下に置くことを要求したのに対し、激昂したドレスラーがナチ文化共同体を解体することを宣言したため、ローゼンベルクが党裁判所に告訴を行ったのである。この事件をめぐる対立はその後一年以上も尾を引くが、ライは当初ドレスラーを擁護し、「ためらわずに仕事を続行したまえ」と述べたという⁽⁴⁾。

三度目の衝突は一九三五年一二月末の歓喜力行団年次大会の直前、ドレスラーがヘスの仲介で大会のプログラムに関して協議を行うためにローゼンベルクと面会したときに生じた。歓喜力行団の文化活動への介入をはかるローゼンベルクは、この大会で予定されていたライとゲッベルス、ドレスラーの演説に反対し、ナチ文化共同体への攻撃を控えるよう要求するが、ドレスラーがこれに異議を唱えたため、物別れに終わる。ドレスラーがこの協議の内容をライとゲッベルスに伝えなかったこともあって、後にこのことを知った両者は激怒、ドレスラーも叱責を受けることになった⁽⁵⁾。

四度目の重大な衝突は一九三六年七月末の世界会議後、ドレスラーの演説の内容を理由にローゼンベルクが党裁判所に告訴を行ったことで生じた。先に紹介したこの演説は、「世界平和」のために労働と技術を利用することを要求する内容で、その反戦的・平和主義的主張が、当時競争準備を進めていたナチ党指導部の利害と衝突した可能性が考えられる。ただローゼンベルクはむしろ演説の言葉尻をとらえてドレスラーを

非難し、党にマルクス主義を持ち込もうとしているとか、歓喜力行団を牛耳って「第二の党」を形成しようとしているといった理由を挙げたらしい。いずれにせよ、この告訴が事実上ドレスラーのキャリアに終止符を打つ結果となったのは間違いない。

一九三六年九月、ドレスラーは突然宣伝省から休暇を言い渡され、党裁判所の尋問に応じるようもとめられるが、これを無視して歓喜力行団の職務を続行、一〇月にゲッベルスの指示で宣伝省に戻るも、放送分野の経済的権限を剥奪されていたため、職務の遂行が困難な状態に陥る。そして、この間にゲッベルスの不興を買ったドレスラーは、一九三七年四月のいわゆる「放送改革」で宣伝省国民文化局長という閑職に左遷され、三八年一〇月に正式に休職となる。彼はまた歓喜力行団でも一九三七年夏以降ライの不興を買い、三八年一月には全国部長を辞任している⁽⁶⁾。だがこうした一連の経緯やこの間の関係者の動向を仔細に見ていくと、ゲッベルスとライが当初はドレスラーを擁護しながら、一九三六年後半から三七年半ばにかけて、彼の仕事ぶりに不満を強めていった点が目を引く。いいかえれば、ドレスラー失脚の引き金を引いたのがローゼンベルクだったとしても、その後一年以上かけて彼の解任を進めたゲッベルスとライには、これとは別の動機や思惑があったのではないかと考えられるのである。

まず、ライの方を見てみよう。問題の鍵を握ると思われるのが、「国民車 Volkswagen」生産計画の転換である⁽⁷⁾。実は一九三六年末に国民車の共同生産計画が暗礁に乗り上げ、三七年半ばには別の方式での生産計画が浮上するという状況が生じていた。当初、国民受信機の成功が国民車計画の推進力となっていたことはたしかで、ヒトラー自身、一九三四年二月の自動車博覧会で国民車の開発を発表した際、国民受信機との連

関を強調していた。「ようやく数カ月前に、ドイツ産業は新たな国民受信機の生産によって膨大な数のラジオを市場に提供することができた。

いまや、ますます多くの車を生産することが、ドイツ自動車産業に課せられた重要な課題であろう」⁽⁴⁶⁾。この発言はまさに、国民受信機の共同生産方式を国民車の生産に応用する狙いがあったことを示している。ドレスラーもまた、自分の歓喜力行団全国部長への抜擢が国民車計画を産業界の利害に反して貫徹するためと推測し、実際に着任後、国民受信機の生産方式の応用について情報をまとめられたと証言している⁽⁴⁷⁾。一九三四年六月、自動車メーカーの業界団体である自動車産業帝国連盟が国民車の共同生産を請け負い、試作車の製作をフェルディナント・ポルシェに委託する。だが利潤の上がらない国民車の生産に消極的なメーカー側の姿勢もあって一九三六年末に計画が暗礁に乗り上げると、財政基盤の強固な労働戦線が国民車計画を請け負うというプランが浮上、ライがこれを社会政策的な目玉事業として引き受ける決定を下すのである⁽⁴⁸⁾。

この段階で、ドレスラーは複数のメーカーの出資で合弁会社を設立し、歓喜力行団の指導のもとで共同生産を行うという方式を考えていたが、歓喜力行団局長のボド・ラフェレンツが労働戦線内に独自企業を設立して生産を行うという計画を提出すると、それがライの支持を得て急速に実現に向かうことになる。ドレスラーの見るところでは、このプランは歓喜力行団の資本化を招き、その社会主義的性格を消滅させる恐れがあった⁽⁴⁹⁾。国民車はあくまで民間企業によって生産されるべきで、それを公益に奉仕させるのが歓喜力行団の社会政策的責任だと考えたのである。一九三七年五月に労働戦線内の独自企業による国民車の生産計画が固まると、ドレスラーはこれを拒否、ライとの路線対立が決定的になった。こうした国民車生産計画の転換が歓喜力行団でのドレスラー更迭の

原因になったと見るのは、それほど無理のあることではないだろう。彼自身、解任の理由がそこにあると考えていたし、後任の全国部長にラフェレンツが就任したのも、そうした見方を裏付けている。

それでは、ゲッベルスの方はどうか。宣伝省放送局長・帝国放送院総裁への就任後、ドレスラーは絶大な影響力を行使して放送政策を貫徹していったように思われがちだが、実は彼の権限はそれほど強力なものではなく、たえず宣伝省内の対立に苛まれ、宣伝大臣との関係も緊張をはらんでいたようである⁽⁵⁰⁾。ゲッベルスの日記の記述を読むと、一九三五年頃からドレスラーの仕事ぶりへの不満が高まっていく様子が見え⁽⁵¹⁾る。彼の目からすると、ドレスラーはあまりにも「無定見」で「気まぐれ」な行動が目立ち、多くの問題で「規律と組織能力」を欠いていた。ローゼンベルクとの関係では不必要に対立を煽るような姿勢をとり、宣伝省内でも争いを収拾できずに孤立していくこの若き活動家を、ゲッベルスははしだいに擁護しきれなくなっていく。

だがこれはドレスラーの個人的資質の問題である以上に、この当時のゲッベルスと宣伝省が置かれていた状況の産物でもあったと考えられる。一九三五年七月、ヒトラーはゲッベルスの手中にあった放送分野の権限を軍事上の理由で郵政省に移し、四カ年計画の責任者であるヘルマン・ゲーリングに委ねる総統指令を出している。テレビ放送の管轄をめぐるとこの指令はゲッベルスの了承を得ずに出されたため、すぐに宣伝省の側から異議を唱える声上がり、同年一二月の総統指令によって一定の妥協が成立するにいたっている⁽⁵²⁾。これは宣伝省の設立で権限を奪われたゲーリングの巻き返しと見ることができ、少なくともこうした動きが宣伝省の影響力を弱体化させたことは間違いない。ドレスラーはこれによってゲーリング、経済省、郵政省、国防軍、首相官房、産業界

の連合が成立したことを強調しているが、この「反ゲッベルス・キャンペーン」による権力構造の変化が宣伝省内の権力闘争を激化させ、ドレスラー失脚につながった可能性が高いと考えられる。ドレスラーによれば、軍産複合体と関係をもつ宣伝省次官のヴァルター・フンクやカール・ハンケ、親衛隊幹部のヘルベルト・パッケブッシュなど、宣伝省内の出世主義者たちがドレスラーの追い落としをはかり、その政治的信頼性に疑問を投げかけるような密告を行っていたらしい⁵³。

いずれにせよ、ドレスラーの失脚にはかなり広範な勢力が関与しており、必ずしもローゼンベルクのみが黒幕だったわけではないことがわかる。戦争準備に向けた動きのなかで、ドレスラーが推進する親労働者の・社会主義的な放送政策の基盤は掘り崩され、ゲッベルスも体制内での生き残りのために政治路線の転換を余儀なくされていた⁵⁴。事実、ゲッベルスは一九三五年末頃からローゼンベルクとの関係の修復に動き出しており、帝国文化院に文化振興を任務とする新しい部会を設立して歓喜力行団・ナチ文化共同体を統合しようとしたことや、文化・芸術政策でそれまでの「適度な統制主義」を放棄してモダニズムを抑圧する方針に舵を切ったことなども、そうした動きと連動していたと考えられる。ともあれ、四カ年計画への軍事経済力の動員が進むなかで、ドレスラーが築いた放送分野の組織は縮小を余儀なくされていく⁵⁵。六〇万人近くのメンバーを擁したラジオ聴取者帝国連盟はすでに一九三五年末に解散、帝国放送院も戦争勃発後の三九年一〇月に解体されるのである。

最後に、失脚後のドレスラーの歩みを見ておこう⁵⁶。一九三八年一〇月に宣伝省を休職したドレスラーは、しばらく演劇評論や戯曲などを執筆する生活を送った後、第二次世界大戦が勃発すると四〇年一月に国防軍に召集され、ポーランドに派遣される。一九四〇年九月に国防軍を退役

した後、ポーランドで文民行政に従事するが、翌四一年にルブリンでナチ党の文化政策を批判する演説を行ったため、解任・訴追される。病休後、クラカウの地区委員となったドレスラーは、再びポーランド文化の振興に携わる。この頃、彼は「ヨーロッパの社会主義的新秩序」についての覚書を執筆し、ヴァイン大管区指導者バルドゥワー・フォン・シーラッハに支持されたという。

敗戦後、ドレスラーは一九四五年から四八年までブーヘンヴァルトに拘留され、非ナチ化裁判を受ける。一九四八年三月のマイニンゲン地方裁判所の判決で、彼は「罪の軽い者」に格付けされ、三年間の保護観察処分となる。その際、「今日の国家の目標と完全に一致」する目標に従って生きていることが認められ、「平和主義的・民主主義的国家の市民としての義務を果たすことが確実に期待できる」と判断されている。ドレスラーは釈放後もソ連占領地区に残り、一九四八年にドイツ国民民主党の設立にかかわる。国民民主党はかつてのナチ党員を再教育することを目的とする東ドイツの衛星政党で、ドレスラーは同党のテューリンゲン支部、およびベルリン本部の常勤役員として活動する。一九五六年に政治活動をやめ、舞台監督として活動した後、六五年に引退して年金生活に入った彼は、六六年には自伝執筆の調査のため西ドイツを訪問、七三年に草稿を完成させる。だが自伝の上梓を見ないまま、七九年に世を去ることになる。

5 おわりに

以上のようなドレスラーの活動を、われわれはいつたいていどう理解すべきだろうか。とくに彼が「国民的社会主義者」として推進した放送・余

暇政策は、いかなる歴史的意味をもっているのか。この点を考える上で注目されるのが、一九四八年三月のマイニンゲン地方裁判所の判決である。⁶⁷⁾ ナチ政権下でドレスラーが果たした政治的役割を検証したこの判決は、結論として彼が「徹頭徹尾理想主義的な人間」であり、「労働者に芸術の本質を理解させ、それによって労働者の単調な生活を美化する」という理想に奉仕したことを指摘している。ドレスラーがナチ党に入党したのも、ラジオという手段を通じて労働者を文化・芸術に親しませるため、ナチ党は彼の「社会主義的な立場」とこの領域でのイニシアティブを、労働者向けの宣伝のために利用したのだという。判決はまた、歓喜力行団の設立も大部分はドレスラーの業績であることを認め、彼がローゼンベルクの攻撃に対して自己の立場を貫いたことにも注意を促している。だがしだいにドレスラーの目標とナチ党のそれとの相違が明白となり、彼は失脚を余儀なくされた。この点について判決は、ナチ党が親労働者のな仮面を脱ぎ捨て、真の顔をあらわすようになった結果であるとしている。

この判決の内容から読み取れるのは、ソ連占領当局の目からしても、ドレスラーの「社会主義」的な姿勢がそれなりに筋の通ったものだったことである。ドレスラーは労働者に文化・芸術を提供するという目標を追求するなかでナチズムに接近していき、結果的にその目標をナチ党の宣伝と融合させるようになった。彼はナチズムによって「政治的覚醒」が生じたことを強調し、さらなる活動を通じて「国民的文化生活」の再生、「民族共同体」における「人間の解放」が生じることを期待した。だが他方で、そこに「まったく社会主義的な見解」が重ね合わされていたことも見逃すことはできない。労働者の支援と社会主義的な文化の提供というドレスラーの目標は、ナチズムのなかで真に社会主義的な理想

を実現することができるといふ期待にもとづいていたが、結果的にナチスの支配の強化をもたらし、その軍事的野心の充足を可能にすることになった。その意味で、彼にとつての「社会主義」とはナチズムに込められた願望、あるいは幻想にすぎなかったといえるかもしれない。⁶⁸⁾

他方で、こうした「社会主義」的な理想が、ナチ的な消費社会のヴィジョンにある種の重みを与えていたことも無視することはできない。労働者に文化消費の可能性を拡大し、それを通じて「民族共同体」の実現をはかるといふドレスラーの宣伝・消費政策は、国民受信機や国民車といった安価な技術製品を生産し、労働者に幅広く「社会主義的」に提供するという方法で推進された点に大きな特徴があった。なかでも「歓喜力行団の車」として格安な価格での提供が約束された国民車は、労働者のレジャーのための乗り物として宣伝され、余暇道路として構想されたアウトバーンとともに、未来の豊かな消費社会のヴィジョンを描き出していた。ヒトラー自身、国民車の開発にあたって自動車を贅沢品から質素な交通手段・消費財にする必要を説いており、消費生活における社会的格差の克服という約束は、無階級の「民族共同体」が「消費共同体」でもあったことを示している。⁶⁹⁾ ナチ政権下で国民車が労働者の手に入ることはなかったが、こうした「仮想上の消費の演出」を通じて「社会主義的」な消費共同体の理想がかきたてられ、労働者の社会的統合が促進されたことは否定できない。事実、亡命社会民主党の『ドイツ通信』の通信員も認めているように、かつての社会主義者でさえ国民車による消費の民主化を「アドルフ・ヒトラーの最初の社会主義の始まり」と評価せざるをえなかったのである。⁷⁰⁾ この点からも、ドレスラーの「国民的社会主義」は単なる空虚なスローガンにとどまらず、一定の実質をそなえたものだったといえよう。

もっとも、ドレスラーの「社会主義」的な理想がナチ政権下の放送・余暇政策のなかでどう具体化されたかについては、その社会的な反響も含めてより詳細な分析を行う必要がある。その際、これらの政策が軍備拡張をめざすナチ党指導部・軍産複合体の目的とどこで衝突し、なぜ十分な展開を見ずに終わったかについても、一九三六年の四力年計画発動前後の権力構造の変質との関係を中心に、さらに検証を進めなければならぬ。本稿では、政策主体側の目的や構想に視野を限定しつつ、問題の概略を示したにすぎないが、少なくとも国民軍計画実現の経緯から確認できるのは、既得権益の維持をはかる産業界の反応が、労働戦線や歓喜力行団のような大衆組織を消費政策の主要なアクターとして登場させたことである。この点にも留意しながら、ナチスの宣伝・消費政策の全体像をいかに提示していくかが今後の課題である。

注

- (1) Götz Aly, *Hilfers Volksstaat. Raub, Rassenkrieg und nationaler Sozialismus*, Frankfurt am Main 2005, S. 49 (芝健介訳『ヒトラーの国民国家——強奪・人種戦争・国民的社会主義』岩波書店、二〇一二年、四一頁)。
- (2) 「民族共同体」と消費の関係をめぐる二つの見方の整理については、Hans-Werner Niemann, „Volksgemeinschaft“ als Konsumgemeinschaft?, in: Detlef Schmiechen-Ackermann (Hrsg.), „Volksgemeinschaft“. *Mythos, wirkungsmächtige soziale Verheißung oder soziale Realität im „Dritten Reich“?* *Zwischenbilanz einer kontroversen Debatte*, Paderborn 2012, S. 87-109 を参照。この論文は「緊縮独裁」説と「合意独裁」説を代表する研究として、とくに次の二つの著作を挙げている。
Adam Tooze, *Ökonomie der Zerstörung. Die Geschichte der Wirtschaft im*
- (3) Timothy W. Mason, The Legacy of 1919 for National Socialism, in: Anthony Nicholls / Erich Mathias (eds.), *German Democracy and the Triumph of Hitler. Essays in Recent German History*, London 1971, p. 226.
- (4) たぶん¹⁴⁾ Norbert Frei, *1945 und wir. Das Dritte Reich im Bewußsein der Deutschen*, München 2005, S. 114 を参照。
- (5) Wolfgang König, *Volkswagen. Volksempfänger. Volksgemeinschaft. „Volkspolite“ im Dritten Reich. Vom Scheitern einer nationalsozialistischen Konsumgesellschaft*, Paderborn 2004, S. 259.
- (6) ドレスラーの簡単な経歴は、Heinz Pohle, *Der Rundfunk als Instrument der Politik. Zur Geschichte des deutschen Rundfunks von 1923/38*, Hamburg 1955, S. 178-179; Friedrich P. Kahlenberg, Horst Dreßler-Andraß (1899-1979), in: *Studentenkreis Rundfunk und Geschichte. Mitteilungen*, 6. Jg. (1980), Nr. 1, S. 3-4 を参照。
- (7) Pohle, a. a. O., S. 179. 「国民的社会主義」の概念については、中村幹雄『ナチ党の思想と運動』名古屋大学出版会、一九九〇年、第三章を参照。ナチズムの「社会主義的」性格を強調するのに用いられるこの語は、もともとグレゴア・シュトラッサーやヨーゼフ・ゲッベルスを中心とするナチス左派が使い出したものだが、このグループに属していたドレスラーもたびたび自分の立場をこの語で表現している。なお、ゲッツ・アリーもまた、ナチズムの「社会国家的」性格を指すの

- これらの語を使用している。Aly, a. a. O., S. 353 (邦訳「三四〇頁」。
- (8) Reinhard Bollmus, *Das Amt Rosenberg und seine Gegner. Studien zum Machtkampf im nationalsozialistischen Herrschaftssystem*, Stuttgart 1970, S. 61-103; 山口定「R・ライヒとその周辺——ナチス党内闘争史の権力構造論的把握のための覚書」『季刊社会思想』第一巻第三号、一九七二年、七一-九四頁。
- (9) Bollmus, a. a. O., S. 272.
- (10) よく重要な史料は次のものである。Horst Dreßler-Andref, *Regie mein Leben*, unv. Mskr. 1973, in: Bundesarchiv Berlin-Lichterfelde (以下「BArch」), DY 17/1556-1557; Interview mit Herrn Horst Dreßler-Andref am 5./6. 10. 1966, in: Institut für Zeitgeschichte München (以下「IZ」), F 104; Treffen mit Herrn Dreßler-Andref in Göttingen am 30. 9. 1966, in: Unternehmensarchiv der Volkswagen AG, 69/425.
- (11) ドレスラーの戦後の証言の信憑性には、ヴォルフガング・ケーニヒも疑問を呈している。König, a. a. O., S. 28, 45。一九六六年にドレスラーと面会したフォルクスヴァーゲン社の関係者も、彼の言動から「戦争末期の拘留によつて精神的に崩壊している印象」を受け、「西側世界の現実を直視できず、古臭い社会政策的イメージに生きており、おだに何かをもとめて政治的に闘っている」と評している。Treffen, a. a. O.。だが他の関係史料と突き合わせることで、彼の証言を検証することは可能である。
- (12) Pohle, a. a. O.; Kahlenberg, a. a. O.; Interview, a. a. O.; Urteil des Landgerichts Meiningen vom 11. 3. 1948, in: IZ, F 104。ドレスラーの職務の変遷は次の史料で確認される。Goebbels an von Krosigk vom 31. 3. 1936, in: BArch, R 43 II/1150b.
- (13) ドレスラーはこの頃、ナチ党帝国組織指導部のグレーゴア・シュトラッサーのもとでナチ党の放送組織の構築を進めていた。Angar Diller, *Rundfunkpolitik im Dritten Reich*, München 1980, S. 23-25; 彼は当初、ローゼンベルクのドイツ文化闘争同盟でも放送問題を委ねられていたらしい。Interview, a. a. O.
- (14) Ebd. この間のラジオ聴取者帝国連盟と放送監視人の発展については、Konrad Dussel, *Deutsche Rundfunkgeschichte. Eine Einführung*, Konstanz 1999, S. 73-74; Diller a. a. O., S. 21-36を参照。
- (15) ナチ政権初期の放送政策、よくに宣伝省の設立とドレスラーの放送局長就任については、Dussel, a. a. O., S. 74-78; Diller, a. a. O., S. 84-93, 97-104を参照。ドレスラーの指令にちかづく、内務省・郵政省から宣伝省に放送分野の権限が委譲されたが、これに対しては、当初からゲーリングが不満を表明していた。Verordnung über die Aufgaben des Reichsministeriums für Volksaufklärung und Propaganda vom 30. 6. 1933, in: Reichsgesetzblatt (以下「RGBl」), Teil I 1933, S. 449; Göring an Goebbels vom 6. 7. 1933, in: Geheimnes Staatsarchiv Berlin-Dahlem, Rep. 151/1061; Göring an Frick, Ohnesorge, Rust, Popitz u. a. vom 12. 6. 1933, in: Joseph Wulf, *Presse und Funk im Dritten Reich. Eine Dokumentation*, Frankfurt am Main 1989, S. 289-292.
- (16) König, a. a. O., S. 29-30。ドレスラーはこの当時、「放送組織と番組編成から異民族的な要素」を排除して、放送界を一新する必要を説いている。N.S.-Funk, 1. Jg. (1933), Folge 11.
- (17) Hans-Joachim Weinbrenner (Hrsg.), *Handbuch des Deutschen Rundfunks 1938*, S. 215-219.
- (18) Horst Dreßler-Andref, *Freizeitgestaltung und Rundfunk*, in: *Bericht. Welt-*

- kongreß für Freizeit und Erholung*, bearb. im Internationalen Zentral-Büro „Freude und Arbeit“, Hamburg 1937, S. 605-609 ; ders., *Die Reichsrundfunk-kammer. Ziele, Leistungen und Organisation*, Berlin 1935.
- (19) ナチズムとモダニズムの關係について、Jeffrey Herf, *Reactionary Modernism. Technology, Culture, and Politics in Weimar and the Third Reich*, Cambridge 1984 (中村幹雄・谷口健治・姫岡とし子訳『保守革命とモダニズム——ワイマール・第三帝国のテクノロジー・文化・政治』岩波書店、一九九一年)を参照。ドレスラーの見解は、科学技術に否定的な姿勢をとるローゼンクルらのフェルキッシュな思潮とは一線を画してゐた。
- (20) Dreßler-Andreas, *Freizeitgestaltung und Rundfunk*, a. a. O., S. 608.
- (21) 国民受信機の開発・生産・普及について、König, a. a. O., S. 25-99 を参照。
- (22) Ebd., S. 44-48. ドレスラー自身、テレフンケン社を中心とする放送産業の抵抗に言及してゐる。Interview, a. a. O.
- (23) Eugen Hadamovsky, *Hiller erobert die Wirtschafft*, München 1935, S. 11-12 ; Eugen Nesper, *Ein Leben für den Funk. Wie der Rundfunk entstand*, München 1950, S. 121-122.
- (24) Eugen Hadamovsky, *Dein Rundfunk. Das Rundfunkbuch für alle Volksgenossen*, München 1934, S. 106, 113 ; *N.S.-Funk*, 1. Jg. (1933), Folge 42.
- (25) Pohle, a. a. O., S. 278 ; Helmut Heiber, *Joseph Goebbels*, Berlin 1962, S. 160. ドレスラーもこの方針転換に言及し、「ナチズムの建設事業の第二段階」と呼んでゐる。Dreßler-Andreas, *Reichsrundfunkkammer*, a. a. O., S. 37.
- (26) Dilar, a. a. O., S. 191-192 ; Interview, a. a. O. ; *Kommandogewalt*, in: Barch, DY 16/4795.
- (27) 歓喜力行団について、Wolfgang Buchholz, *Die nationalsozialistische Gemeinschaft „Kraft durch Freude“ . Freizeitgestaltung und Arbeiterschaft im Dritten Reich*, München 1976 ; Shelley Baranowski, *Strength through Joy: Consumerism and Mass Tourism in the Third Reich*, Cambridge 2004 を参照。
- (28) Horst Dreßler-Andreas, Die kulturelle Mission der Freizeitgestaltung, in: *Bericht*, a. a. O., S. 69-73 ; ders., *Freizeitgestaltung in Deutschland*, Karlsruhe 1936.
- (29) Ebd., S. 12-13.
- (30) Buchholz, a. a. O., S. 235-296 ; Otto Marrenbach (Hrsg.), *Fundamente des Sieges. Die Gesamtarbeit der Deutschen Arbeitsfront von 1933 bis 1940*, Berlin 1940, S. 331-388 ; *Drei Jahre Nationalsozialistische Gemeinschaft „Kraft durch Freude“*, Berlin 1936.
- (31) 歓喜力行団の余暇活動と産業合理化・労働科学の關連については、小野清美『科学的経営管理』運動とナチズム——D I N T A からドイツ労働戦線へ』『阪大法学』第五九卷第三・四号、二〇〇九年、五六五頁を参照。
- (32) Bollmus, a. a. O., S. 61-71.
- (33) Ebd., S. 71-85 ; Interview, a. a. O. かつ、ドレスラーは全国部長就任以前からライと提携關係を結んでおり、一九三四年の年始には労働戦線に「放送を開放」してゐた。Bollmus, a. a. O., S. 275.
- (34) ドレスラーとライの会談、および全国部長就任後の活動については、Interview, a. a. O. ; Dreßler-Andreas, *Regie mein Leben*, a. a. O., S. 244-253 を参照。ただし、歓喜力行団の根本思想を自分の創案によるものとするドレスラーの主張には留保が必要だろう。ライによれば、歓喜力行

- 団の設立にあたってヒトラーから指示が出されており、その内容は、「強力な政治を可能にするために、労働者大衆の神経が休暇と保養によって健康かつ強靱に保たれるよう、配慮してくれたまえ」というものだったと語る。Robert Ley, *Deutschland ist schöner geworden*, Berlin 1936, S. 91.
- (35) Bollmus, a. a. O., S. 85-103 ; Interview, a. a. O. 歓喜力行団とナチ文化共同体の権限領域は重複しており、労働者向けの余暇事業の拡大をはかる前者に対して、後者は世界観監視の権限を盾に激しい抵抗を示した。
- (36) Anordnung vom 19. 1. 1935, in: BArch, NS 8/178.
- (37) Rosenberg an Buch vom 7. 10. 1936, in: BArch, NS 8/192. ハンス・モムゼン・マンフレート・グリーガーは、この告訴がライヒに——ヒトラーの寵を得るという目的で——国民車計画の引き受けを決断させた動機の一つだったと指摘している。Hans Mommsen / Manfred Grieger, *Das Volkswagenwerk und seine Arbeiter im Dritten Reich*, Düsseldorf 1996, S. 130-131.
- (38) Bollmus, a. a. O., S. 99-103. なお、ローゼンヘルクはこの「敗北」の補償として、一九三六年一〇月にヒトラーからボルシェヴィズムの問題を委任されている。ラインハルト・ホルムスは、これを一九三六年の政治転換の一環と解釈している。Ebd., S. 98.
- (39) 余暇と休養の世界会議について、Karsten Linne, *Wir tragen die Freude in die Welt. Der Hamburger „Weltkongreß für Freizeit und Erholung“ 1936*, in: *Zeitschrift des Vereins für Hamburgische Geschichte*, Bd. 80, Hamburg 1994, S. 153-175 を参照。トレスラーの証言は、Interview, a. a. O. ; Dreßler-Andreeß, *Regie mein Leben*, a. a. O., S. 278-279 を参照。この会議の日本への影響については、拙稿「余暇の枢軸——世界厚生会議と日独文化交流」『ゲシヒテ』第二号、二〇〇九年、二二—二九頁を参照。
- (40) Interview, a. a. O. ; Gegner Alfred Rosenbergs, in: *IFZ*, F 104 ; Dreßler-Andreeß, *Regie mein Leben*, a. a. O., S. 285-292, 305-310. ただし、トレスラーの戦後の証言は、いくつかの衝突を混同しているように見受けられる。
- (41) Bollmus, a. a. O., S. 86-87 ; Gegner Alfred Rosenbergs, a. a. O. この事件にについては次の史料を参照。Akemotitz vom 25. 10. 1934, in: BArch, NS 8/177 ; Rosenberg an Buch vom 10. 12. 1934, in: BArch, NS 8/192 ; Rosenberg an Heß vom 30. 5. 1935, in: BArch, NS 8/178 ; Rosenberg an Buch vom 7. 10. 1936, a. a. O.
- (42) Bollmus, a. a. O., S. 280 ; Gegner Alfred Rosenbergs, a. a. O. ; Dreßler-Andreeß, *Regie mein Leben*, a. a. O., S. 285-287.
- (43) Urteil des Landgerichts Meiningen, a. a. O. ; Interview, a. a. O. ; Dussel, a. a. O., S. 82 ; Diller, a. a. O., S. 198-199 ; Elke Fröhlich (Hrsg.), *Die Tagebücher von Joseph Goebbels*, Teil I, Bd. 4, München 2000, S. 60. 宣伝省・帝国宣伝指導部・帝国放送院のトレスラーの役職は、プレスラウの帝国放送局総裁をとめていたハンス・クリーグラーに引き継がれた。だがその後も宣伝省・帝国放送院内の権力闘争はおさまらなかった。Kriegler an Hanke vom 11. 5. 1938, in: BArch, R 55/171 ; Packebusch an Hanke vom 20. 5. 1938, ebd. なお、トレスラーの異動先である国民文化局は、主に歓喜力行団との連携を任務とする部局として新設されたものだった。
- (44) Mommsen / Grieger, a. a. O., S. 143 ; Fröhlich (Hrsg.), a. a. O., Teil I, Bd. 4, München 2000, S. 264, 274, 302, 320-321, 325.
- (45) 国民車計画については、次の研究を参照。Mommsen / Grieger, a. a. O., S. 117-154 ; König, a. a. O., S. 151-191 ; Bernhard Rieger, *The People's Car: A Global History of the Volkswagen Beetle*, Cambridge 2013, pp. 42-91. 7-1

- スティーの証言が、*ヒトラー* Treffen, a. a. O. を参照。
- (46) Max Domarus (Hrsg.), *Hitler. Reden und Proklamationen 1932-1945. Kommentiert von einem deutschen Zeitgenossen*, München 1973, S. 370.
- (47) Dreßler-Andreeß, *Regie mein Leben*, a. a. O., S. 256. 国民受信機と国民車の連関については、Kunst-Etat, in: BArch, DY 16/4792 ; RDA-Allmers-Bericht an Hitler, ebd. ; Dreßler-Andreeß an Hoch vom 16. 3. 1967, in: HZ, F 104 参照。
- (48) Mommsen / Grieger, a. a. O., S. 123-132 ; König, a. a. O., S. 167-170.
- (49) Dreßler-Andreeß, *Regie mein Leben*, a. a. O., S. 259-261.
- (50) 宣伝省放送局はわずか五人のスタッフで構成される小さな部局にすぎず、帝国放送院も放送関係者を包摂できていなかった。Dussel, a. a. O., S. 78-79 ; Diller, a. a. O., S. 98-104, 155-157.
- (51) Fröhlich (Hrsg.), a. a. O., Teil I, Bd. 3/II, München 2005, S. 191, 244, 300 ; Bd. 3/II, München 2001, S. 177, 187, 209 ; Bd. 4, München 2000, S. 264, 274, 302, 320-321.
- (52) Erlaß des Führers und Reichskanzlers über die Zuständigkeit auf dem Gebiete des Fernsehens vom 12. 7. 1935, in: RGBI, Teil I 1935, S. 1059. Zweiter Erlaß des Führers und Reichskanzlers über die Zuständigkeit auf dem Gebiete des Fernsehens vom 11. 12. 1935, ebd., S. 1429-1430 ; Diller, a. a. O., S. 189-192. この点に関するヘルムスラーの証言が、Kommandogewalt, a. a. O. ; Gegner Alfred Rosenbergs, a. a. O. を参照。
- (53) Dreßler-Andreeß, *Regie mein Leben*, a. a. O., S. 290-291 ; Dreßler-Andreeß an Sabott vom 1. 2. 1952, in: BArch, DY 17/3480. 親衛隊幹部クルト・ダリユークは、パツケブッシュがドレスラーの「不誠実さ」を拒否したことを評価していた。Daluge an Himmler vom 20. 7. 1938, in: Wulf, a. a. O., S. 313-315.
- (54) 一九三六年のゲッベルスの路線転換については Bollmus, a. a. O., S. 81, 105 ; Klaus Backes, *Hitler und die bildenden Künste. Kulturverständnis und Kunstpolitik im Dritten Reich*, Köln 1988, S. 67. これの研究も転換の理由を明らかにしていないが、ホルムスが示唆をもち出した「戦争準備にともなう権力構造の変化の一環と見るのが妥当だろう。なお、帝国文化院に新しい部局を設立する動きについては、Bollmus, a. a. O., S. 84, 108-109 ; Dreßler-Andreeß, *Regie mein Leben*, a. a. O., S. 309 ; Kunst-Etat, a. a. O. ; Interview, a. a. O. を参照。
- (55) Dreßler-Andreeß, *Regie mein Leben*, a. a. O., S. 282 ; Rundschreiben vom 4. 11. 1939, in: Wulf, a. a. O., S. 315-316.
- (56) Urteil des Landgerichts Meiningen, a. a. O. ; Dreßler-Andreeß an Hoch vom 20. 9. 1968 in: HZ, F 104 ; Kahlenberg, a. a. O.
- (57) Urteil des Landgerichts Meiningen, a. a. O.
- (58) この点で、ノインツン・ホーレがヘルムスラーを「社会主義的夢想家」と呼ぶ点の是非論的では、Pohle, a. a. O., S. 178.
- (59) Niemann, a. a. O., S. 109 ; Berghoff, a. a. O., S. 505.
- (60) Klaus Behnken (Hrsg.), *Deutschland-Berichte der sozialdemokratischen Partei Deutschlands (SOPADE) 1934-1940*, Frankfurt am Main 1980, Bd. 6, S. 489.

(たの だいすけ・甲南大学教授)

